

熊取町建設工事等の随意契約における郵便見積実施要領

(平成 20 年 5 月 27 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、町が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに測量、設計、監理、地質調査及び建設コンサルタントに関する業務（以下「建設工事等」という。）の随意契約において、郵送による見積書徴取方式（以下「郵便見積」という。）に関し、契約規則（平成 14 年規則第 12 号。以下「規則」という。）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 この要領により郵便見積を実施する建設工事等の対象は、熊取町建設工事等随意契約事務取扱要領（以下「要領」という。）に規定するものとする。ただし、郵便見積によりがたい事由がある場合は、この限りでない。

(見積依頼の通知等)

第 3 条 町長は、郵便見積による建設工事等について、当該業者に対し所定の見積依頼書による通知に次に掲げる事項を併せて明示する。

- (1) 見積書等の送付方法
- (2) 見積書等の到着期限
- (3) 見積書等の送付先
- (4) 見積書開封日時・場所
- (5) 郵便見積の条件に反した見積書を無効とする旨

(見積関係書類の見積業者への送付)

第 4 条 見積関係書類の見積業者への送付は、郵便により行うものとする。

(見積書の郵送)

第 5 条 見積業者は、指定された見積書に必要事項を記入し、記名押印（押印は、本町へあらかじめ届け出た印判に限る。）のうえ、次の各号により郵送しなければならない。

- (1) 指定形式の見積書封筒（内封筒）に必要事項を記入のうえ、見積書及び工事費内訳書（提出を求められている場合）を封入、見積書に押印した印判により封かんしなければならない。
- (2) 指定形式の送付用封筒（外封筒）に必要事項を記入のうえ、前号の見積書封筒とともに他の必要書類等を封入し、見積書の到着期限までに見積依頼担当課に一般書留又は簡易書留で郵送しなければならない。
- (3) 見積書郵送後においても、見積書開封までの間は、書面により見積参加を辞退することができる。
- (4) 見積書が見積書の到着期限までに到着しない場合は、当該見積参加を辞退したものとみなす。
- (5) 封筒に記載する日付は、見積開封日とする。

（見積書の無効）

第6条 要領第9条各号及び次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 同一見積依頼に同一人が複数の見積書を提出したとき。
- (2) 見積書封筒に差出人名等が記載されていないとき。
- (3) 一般書留及び簡易書留以外の方法で提出されたとき。
- (4) 見積書封筒記載の工事名等又は差出人名と見積書の工事名等又は差出人名が相違しているとき。
- (5) 見積書の到着期限を過ぎて到着したとき。
- (6) 見積関係書類の購入に係る領収証書の写しが提出されていないとき。
- (7) 工事費内訳書の提出を求められた見積依頼で、その提出がないとき。
- (8) 見積関係書類として送付した、前条の指定形式の封筒をもって見積書が提出されなかったとき。
- (9) その他、見積書の無効に該当するとき。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。